

令和3年度第7期の期間中、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける追加指定地域（府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）の飲食店等を運営する中小事業者に対して、要請期間後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、協力支援金の一部を早期給付します。

◆早期給付を申請できる事業者

対象エリア内の飲食店を運営し、次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。

- (1) 中小企業及び個人事業主
- (2) 過去実施分の広島県感染症拡大防止協力支援金の受給者
- (3) 本申請を「売上高方式」で申請する者

※ 要件の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sannanaplus.html>



◆早期給付額

1店舗あたり32万円（一律）

◆早期給付の申請受付期間

令和4年1月12日（水）～ 令和4年1月28日（金）

◆必要書類

- (1) 早期給付申請書（両面の記入が必要です。）
- (2) 遵守事項に関する確認書（自署での記入が必要です。）

◆注意事項

早期給付申請書等に不備がある場合、1週間程度での給付はできません。

（問い合わせ先：広島県協力支援金センター 082-248-6851）

※要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第7期は対象外です。上記の飲食店が早期給付を受給した場合、全額返還する必要が生じます。

◆申請方法

(1) WEB

必要な様式をダウンロードの上、申請フォームから送信してください。

※WEB申請の方が郵送よりも早く支給できます。可能な方はWEBでの申請をお願いいたします。

(2) 郵送

〒730-0856 広島県広島市中区河原町1番26号（広島県環衛ビル）

広島県協力支援金センター 令和3年度第7期早期給付係

（一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会）

※ 日曜日や祝日も配達されて配達状況の追跡が可能なレターパックプラス（赤）、簡易書留による提出を推奨します。（控えは、結果が出るまで保管ください。）

◆本申請について

後日、本申請において、必要な書類を提出していただきます。

また、売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。

※早期給付を受給され、本申請の期限内に本申請されない場合には、全額返還が必要となります。

<給付事例:前年または前々年の1月の売上高(税抜)が200万円の店舗の場合>

「要請期間の日数を18日間」とし、
「猶予期間を利用しなかった」追加指定地域に所在する店舗の想定です。

※感染状況に伴い、要請期間が変更となる場合があります。
変更する場合には、ホームページ等でお知らせします。

(1)1日当たりの協力金の基準額

$$200\text{万円} \div 31 \times 0.4 \approx 2.6\text{万円} \text{ (千円単位で切り上げ)} \\ \rightarrow 3.0\text{万円} \text{ (支給の下限額)}$$

(2)18日間の協力支援金総支給額

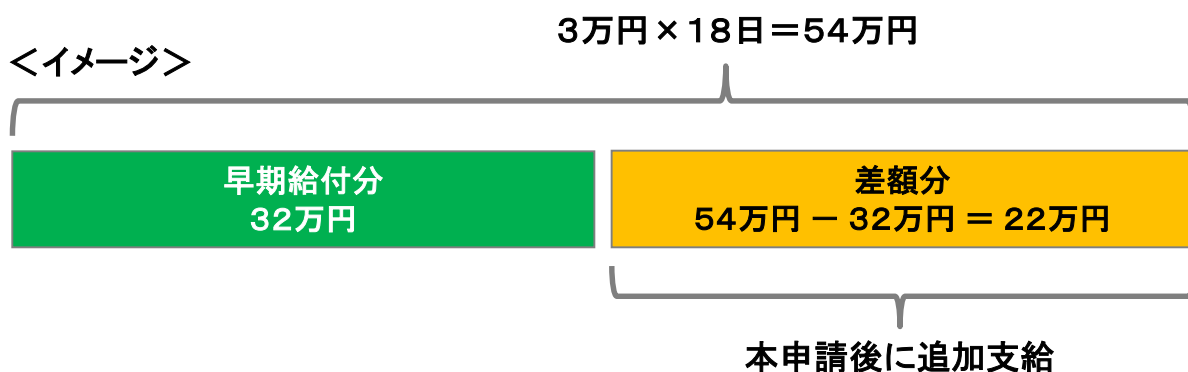
$$54\text{万円} \\ 3.0\text{万円} \times 18\text{日} = 54\text{万円}$$

(3)早期給付分を申請する場合

$$32\text{万円(一律)}$$

(4)本申請

残りの22万円を申請



※ 早期給付を申請せず、
要請期間終了後に本申請で54万円を申請することも可能です。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月～金 9時30分～17時 ※土、日、祝日を除く

(臨時)次の日程は、コールセンター業務を実施します。

1/14(金)9時30分～20時(時間延長), 1/15(土)9時30分～17時, 1/16(日)9時30分～17時